

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を読んで、問に答えなさい。（配点：50点）

（設例）

A市は、小京都と称される地方都市の一つである。レストラン事業者Xは、東京に本店を持ち全国に同様の設計・仕様で店舗を展開しているところ、明治期の建物が多く残るA市のB街路の一角に新たに開店すべく、建築確認をA市の建築主事に申請した。申請に係る建築計画は、建築基準法の関係する定めに適合しているため、建築確認は行われたが、建物外壁のデザインがX独自の奇抜なロゴやイラストを掲げていることから、A市の景観保護課は、Xに対し、街並み全体と調和するよう、外壁のデザインの変更を求めて指導してきた。しかしXは譲ろうとせず、新店舗の建築に着手しようとしている。これに対して、B街路の既存の商店主らは、一致して反対している。そこで、景観保護課は、同市の水道局の協力を得て、「Xから上水道供給を求められても、Xが変更に応じるまで、市としてこれに応じないようにしたい」と考えている。

〔問〕

A市が上記の水道供給拒否の措置を発動することは適法か。資料の法律条文も参照しつつ、あなたの考えを述べなさい。

（資料）

水道法（抜粋）

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

2017年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

(事業の認可及び経営主体)

第6条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

(給水義務)

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、(中略)災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。